

申込み FAX 番号 050-3153-0704

## 面会交流支援申込書

記入日 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

特定非営利活動法人 岡山家族支援センターみらい 御中

申込者 ふりがな

氏名 \_\_\_\_\_ ㊦ (未成年者との関係 父・母)

生年月日 昭和・平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日生 (\_\_\_\_才)

住所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 固定 \_\_\_\_\_ 携帯 \_\_\_\_\_

面会交流についての相手方との交渉で、代理人弁護士を依頼している場合

弁護士名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

貴法人作成の「面会交流支援の案内」を読み、了解したうえで、以下の未成年者について別紙記載の条件で、貴法人による面会交流支援を申し込みます。

未成年者 ふりがな

氏名 \_\_\_\_\_ (現在の生活状況 父と同居・母と同居)

生年月日 平成・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日生 (\_\_\_\_才) 性別 男・女

ふりがな

氏名 \_\_\_\_\_ (現在の生活状況 父と同居・母と同居)

生年月日 平成・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日生 (\_\_\_\_才) 性別 男・女

ふりがな

氏名 \_\_\_\_\_ (現在の生活状況 父と同居・母と同居)

生年月日 平成・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日生 (\_\_\_\_才) 性別 男・女

下記の同意書欄に他方の父母の署名押印を得たうえで、FAX 送信(又は郵送)してください。

## 同意書

上記申込みに同意します。

記入日 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

ふりがな

氏名 \_\_\_\_\_ ㊦ (未成年者との関係 父・母)

生年月日 昭和・平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日生 (\_\_\_\_才)

住所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 固定 \_\_\_\_\_ 携帯 \_\_\_\_\_

(申込者に住所等を知られたくない場合、別途申込書を FAX 送信(又は郵送)してください。)

別紙

予定している面会交流の内容は以下のとおりですので、連名の上、面会交流支援を申し込みます。

下記の欄に☑またはご記入をお願いいたします。下記の条件について合意ができていない場合には、合意ができてから申込みをして下さい。下記の条件について合意ができていない場合には、支援はお断りさせていただきます。

① 面会交流の頻度 ※ 미래の支援は月1回が限度です。

- 1か月に1回  2か月に1回  
 (        か月に1回)

② 支援の形態

付添型（面会交流の場面に 미래の支援者が付き添います）

受渡型（未来の支援者はお子さんの受渡を支援します。面会交流の場面には同行しません）

※受渡型を希望されている場合でも、面会交流の状況を把握させていただくため、初回の支援は付添型1時間とさせていただきます。

③ 面会交流の時間

● 付添型の場合

- 1時間  1時間30分  
 2時間

● 受渡型の場合

(        時間 ) ※長時間の支援はお引き受けできない場合があります。

④ 支援費の負担割合

※支援費の金額は未来のホームページに掲載されていますので、ご確認下さい。

父 : 母 = 1 : 1

その他の負担割合 ( 父 : 母 =        :        )

※ 支援費の他に、事前面談費用1人5000円が必要となります。

⑤ 未来は、両親双方による自力での面会交流の継続を目的としています。

私達は、未来の活動理念を理解し、付添型から受渡型へ、受渡型から自立へと、自力で面会交流ができるよう努力します。

父 氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

母 氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

## 面会交流支援の申込方法について

- 1 申込書別紙の①面会交流の頻度、②支援の形態、③面会交流の時間、④支援費の負担割合について、他方の父母との間で話し合いをして下さい。

支援費の金額は、支援の形態や面会交流の時間によって異なりますので、みらいのホームページ（<https://oks-mirai.jp>）に掲載されている支援費・交通費の表をご確認の上、負担割合を決めて下さい。

申込書別紙の①から⑤について合意ができれば、父母双方が申込書別紙に署名押印をして下さい。

申込書別紙の①から⑤の内容について、合意ができていない場合には、支援をお断りさせていただきます。

- 2 申込書 1 枚目に父母双方がそれぞれ必要事項を記載の上、別紙と一緒に FAX 送信（又は郵送）により申し込んで下さい。FAX 番号は、050-3153-0704 です。

申込者に住所等を知られたくない場合には、申込書内の同意書欄には記載をせず、別途申込書の申込者の欄と未成年者の欄に必要事項を記載の上、申込書をみらいに FAX 送信（又は郵送）して下さい。

既に他方の親が申込書 1 枚目及び別紙を提出している場合には、申込書 1 枚目のみの提出で可能です。

**同意書欄の記載のない申込みについては、父母双方より申込書が届いた時点で、みらいの事務局より、ご連絡させていただきます。**

**同意書欄の記載のない申込みについては、他方の親からの申込書が届かない限り、みらいの事務局からご連絡することはありませんので、ご了承下さい。**

### 【よくあるご質問】

みらいの面会交流支援を利用したいのですが、申込書別紙の内容について、他方の親と直接話し合いをすることができません。どうしたらいいのでしょうか。

### （回答）

みらいでは、両親の間で、みらいの面会交流支援を受けること及び実施する支援内容について合意ができていない場合には、支援をすることができません。

他方の親と直接話し合いをすることができない場合には、家庭裁判所の面会交流調停を利用するなどして、みらいを利用することと、申込書別紙の①から⑤の内容について話し合いをして下さい。

以上